



年金だより

令和7年12月発行

No.145

国家公務員共済組合連合会

主な記事

- 令和7年分
「公的年金等の源泉徴収票」の送付について ②
- 「源泉徴収票」に関するよくある質問 ③
- 「KKR 年金スマートサービス」のご案内 ④
- 全国年金相談会のご案内 ⑤
- **新サービス開始** KKR おうちでオンライン年金相談のご案内 ⑥



「砂山の 砂に腹這ひ 初恋の いたみを遠く おもひ出づる日」
— 石川啄木『一握の砂』

写真：三澤 洋大 さん
(北海道)

令和7年分

「公的年金等の源泉徴収票」の送付について

※遺族や障害の年金を受給されている方は非課税のためお送りしていません

■退職共済年金や老齢厚生年金等を受給されている方へ

令和7年中にお支払いした年金の「支払金額」や「源泉徴収税額」を記載した「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」(以下、「源泉徴収票」といいます。)を、**令和8年1月8日(木)から20日(火)にかけて圧着式の「はがき」で順次発送します。**

この源泉徴収票は、年金の支払金額(源泉徴収税額を含みます。)の証明書類として必要となる場合などがありますので、大切に保管してください。

源泉徴収票が届く方

退職共済年金、老齢厚生年金、退職年金など、「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受給されている方

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票

(受給者番号)は基礎年金番号を表示しています。

支払 を受 ける 者	住所 又は 居所	102-8082 東京都千代田区 ○○○ ○-○		(受給者番号) 1234*****	
		フリガナ 氏名	ネンキン タロウ 年金 太郎	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 23 12 5
区分			支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分			千 円	千 円	
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分			1 753 千 212 円	11 千 393 円	
所得税法第203条の3第3号 第6号適用分			千 円	千 円	
所得税法第203条の3第7号適用分			千 円	千 円	
本 特別障害者 その他の障害者	遺族控除対象配偶者 ひとり親 寡婦 有 無	扶養対象扶養親族の数 特定期 老人 その他 扶養親族の数 特定期 その他	16歳未満の扶養親族 特定期 その他 扶養親族の数 特定期 その他	社会保険料の額 特定期 その他 扶養親族の数 特定期 その他	
源泉控除対象配偶者			控除対象扶養親族		
フリガナ 氏名	ネンキン ハナコ	区分	1	フリガナ 氏名	区分
2	フリガナ 氏名	区分	2	フリガナ 氏名	区分
(摘要)					
支 払 者	法 人 番 号	2010005002559			
	所 在 地	〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎			
	名 称	国家公務員共済組合連合会			

住所地の市区町村からの徴収依頼に基づき年金から控除された介護保険料、後期高齢者医療保険料および国民健康保険料の年間徴収額が「社会保険料の額」として表示されます。

●源泉徴収票の区分について

所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	64歳までの特別支給の退職共済年金、昭和61年3月以前に発生した退職を事由とする年金等を受給されている方
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	65歳からの退職共済年金を受給されている方
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	退職年金(退職等年金給付)、経過的職域加算額(退職共済年金)、老齢厚生年金を受給されている方
所得税法第203条の3第7号適用分	上記第1号～第6号に該当しない方

※今回お送りする源泉徴収票は、基礎控除の見直しにより、令和7年12月の定期支払時に令和7年度税制改正に基づく税額の精算を行った後の内容が記載されたものとなります。令和7年度税制改正についてはKKRホームページ「KKR年金だより No.144」をご参照ください。

ホーム ▶ 年金 ▶ KKR年金だより ▶ KKR年金だより No.144



<年金から「個人住民税および森林環境税」が特別徴収されている方へ>

個人住民税および森林環境税は、介護保険料などの社会保険料と異なり、所得税の控除対象とならないため、源泉徴収票に記載しておりません。

「源泉徴収票」に関するよくある質問

質問 1

源泉徴収票に記載された支払金額はいつからいつまでに支払われたものですか。

答え

令和7年2月の定期支給期分から令和7年12月の定期支給期分までの支払金額となります。また、令和7年の途中から年金の支給が開始となった方は、その開始となった月から令和7年12月の定期支給期分までの支払金額となります。

質問 2

令和7年10月頃に提出した令和8年分「扶養親族等申告書」と扶養親族の人数などの申告内容が異なっているのはどうしてですか。

答え

令和7年分「公的年金等の源泉徴収票」は、令和6年10月頃にご提出された「扶養親族等申告書」の申告内容に基づき作成しています。

質問 3

令和7年分の源泉徴収票の電子交付はできますか。

答え

「KKR年金スマートサービス」にご登録された方は、電子交付を受けることができます。また、オンラインでの確定申告も可能です。詳しくは、「KKR年金スマートサービス」のご案内(4ページ)をご覧ください。

なお、令和6年分以前の源泉徴収票(電子版)の交付も可能です。

質問 4

源泉徴収票を紛失してしまいましたが、再発行してもらえるのですか。

答え

令和7年分の源泉徴収票については、「自動音声受付サービス」において再発行することができます。(「自動音声受付サービス」専用電話 **03-5212-2243** ご利用は、4ページをご覧ください。)

また、KKRホームページから印刷した源泉徴収票交付(再交付)申請書の郵送での受付も**令和8年1月21日(水)から**可能ですのでご利用ください。

なお、過去5年分の源泉徴収票についても再発行することができます。この場合は、「KKR年金相談ダイヤル」 **0570-080-556(ナビダイヤル)** への電話や源泉徴収票交付(再交付)申請書でご依頼ください。

※当会年金部に登録されているご本人様以外の住所に送付することはできません。

- * 源泉徴収票の発送後は、電話が大変混み合います。KKRホームページに「源泉徴収票」に関するQ&Aを掲載していますので、あわせてご覧ください。



確定申告について

■ 確定申告手続きの簡素化について

令和7年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額(注)が20万円以下であるときは、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

(注)利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、山林所得、譲渡所得、一時所得および公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいいます。

■ 還付申告により所得税が還付される場合について

確定申告の必要がない場合でも、年金から所得税が徴収されている次のような方は、確定申告(還付申告)により所得税が還付される場合があります。

- 医療費控除、生命保険料控除、雑損控除などの所得控除や、住宅借入金等特別控除を受けられる方
- 社会保険料の額(介護保険料など)を普通徴収により個人で納付された方など(詳細は国税庁ホームページをご覧ください)

<国税庁からのお願い>

確定申告(還付申告)をされる場合は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をぜひご利用ください。なお、お分かりにならない点がありましたら最寄りの税務署にお問い合わせください。

「KKR年金スマートサービス」のご案内

KKR年金スマートサービスは、マイナポータルと連携する「e-私書箱」を利用したサービスです。

このサービスをご利用いただくことで、スマートフォンやパソコンから、「**令和7年分 公的年金等の源泉徴収票**」の電子版を受け取ることができます。発行は、依頼された翌営業日以降になります。

※令和7年分の当該電子版は令和8年1月に一斉配信により交付されます。本サービス未登録の方で当該電子版の交付を受けたい方は、12月中を目途に利用登録をお願いいたします。登録が遅れて一斉配信に間に合わない場合は個別に依頼してください。

「公的年金等の源泉徴収票」(電子版)

▶ e-Tax自動入力に対応！

オンラインで確定申告の
お手続きができます。



国税庁 e-Tax
キャラクター
イータ君

KKR年金スマートサービスでは、そのほか年金受給者の方向けに以下の機能も提供しております。

- ▶ 氏名・住所、年金の受取金融機関の変更
- ▶ 「加給年金額対象者に係る届出」の提出
- ▶ 【在職中の方向け】
在職中に支給される老齢厚生年金の試算 など

※ご自身に国家公務員共済組合員の期間がない方（遺族厚生年金受給者の方）はご利用いただけません。



ご利用方法はホームページから▶▶

本サービスに関するお問合せ先

KKR e-私書箱ヘルプデスク

eメール eshishobako-kk-help@nri.co.jp

専用電話 050-1791-5544

受付時間 9:00～17:30(土日祝日・年末年始を除く)

(注) このお問合せ先では、「KKR年金スマートサービス」や「e-私書箱」以外のご照会はお受けできません。

「源泉徴収票」等の(再)発行は 「自動音声受付サービス」をご利用ください

「公的年金等の源泉徴収票」等の(再)発行は、**24時間受付(土、日曜日・祝日も受付可能)の専用電話**による『自動音声受付サービス』をご利用ください。

自動音声受付サービス専用電話 03-5212-2243

(再)発行受付ができる通知書等

1 年金額改定通知書

2 年金支払通知書

3 扶養親族等申告書

4 源泉徴収票
(注)

5 年金受給権者受取機関変更届

- ① **03-5212-2243** (専用電話)へおかけください。
- ② 音声ガイダンスにしたがって、電話機のボタンを押してください。
- ③ (再)発行を申請する方の**基礎年金番号(数字10桁)**と**生年月日(西暦・数字8桁)**を登録(入力)してください。
- ④ 「○○の発行を受け付けました。ご利用ありがとうございました。」のメッセージで受付終了です。

(注) **令和8年1月1日(木)から1月15日(木)の間は、4「公的年金等の源泉徴収票」の再発行につきましては、受付を停止しております。**

ご利用方法

・(再)発行する通知書等につきましては、**当会年金部に登録されている住所**にお送りします。

・(再)発行までには1週間程度かかりますので、ご了承ください。

・固定電話のほか、スマートフォン・携帯電話からもご利用いただけますが、おかけになる電話機や回線によりご利用できない場合があります。

全国年金相談会のご案内

年金に関するご相談に応じるための年金相談会の開催を以下のとおり予定しています。
最新の情報は、KKRホームページをご覧ください。

kkr 年金相談会

検索



全国年金相談会および KKRオンライン年金相談室【大阪】へのご参加は、事前の予約が必要です。

※全国年金相談会の予約は開催日の1週間前まで承りますが、定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申し込みください。

ご予約をされた方には、開催日の2~3日前までに、予約内容を記載した書面をお送りいたします。

●ホームページからの予約 (web予約)

「年金相談会予約システム」にて
ご予約ください。

「年金相談会予約システム」は[こちら](#)▶▶



●電話での予約

予約受付専用電話 **03-3265-9708**

受付時間 9:30~17:30 (土日祝日、年末年始を除く)

㊟ この電話番号では、年金相談会ご予約以外のご照会は、お受けできません。

※KKRホームページ内の「全国年金相談会予約受付票」を印刷し、必要事項を記入のうえ、郵送いただく文書でのご予約も受け付けております。

対面 全国年金相談会日程

令和8年1月～2月

開催日	開催地	開催会場
1月16日(金)	神戸市	ホテル北野プラザ六甲荘
1月23日(金)	金沢市	KKRホテル金沢
1月30日(金)	仙台市	仙台ガーデンパレス
2月6日(金)	那覇市	沖縄県市町村自治会館
2月13日(金)	京都市	京都ガーデンパレス
2月20日(金)	福岡市	KKRホテル博多
2月27日(金)	名古屋市	KKRホテル名古屋

令和8年3月

開催日	開催地	開催会場
3月6日(金)	熊本市	KKRホテル熊本
3月13日(金)	岐阜市	ホテルグランヴェール岐山
3月19日(木)	千葉市	ホテルプラザ菜の花

【お知らせ】

令和8年4月以降の全国年金相談会日程につきましては、現在、開催地・開催会場・相談形式を調整しております。

日程等が決定次第、KKRホームページ(年金)に掲載いたします。
ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

対面

KKR本部に年金相談窓口を常設しています

KKR年金部では、東京の九段合同庁舎内1階に年金の相談窓口を常設しております。

個室で安心してご相談いただけますので、ぜひお気軽にお越しください。

※年金相談会予約システムまたは予約受付専用電話もご利用いただけます。相談希望日の前日までにご予約ください。

(予約なしでもご利用いただけます。)



相談時間：9:00~17:30 (土日祝日・年末年始を除く)

オンライン

KKRオンライン年金相談室【大阪】のご案内 平日のみ

KKRホテル大阪（1階ロビー）に設置した専用相談ブースからのオンライン相談となります。KKRホテルの職員がご案内いたしますので、安心してご相談いただけます。



- ・相談時間 10:30~16:00 (土日祝日・年末年始を除く)
- ・予約方法 相談希望日の前日17:30までに

上記 [年金相談会予約システム](#) または [予約受付専用電話](#) にてご予約ください。

KKRホテル大阪へのアクセス
森ノ宮駅からシャトルバス（送迎バス）をご利用ください。
※9番出口階段上の進行方向右手に停留所があります。

【大阪】利用者さまの声

個室でよかった♪

対面と変わらず相談できた



令和7年10月31日サービス開始

KKRおうちでオンライン年金相談のご案内

年金受給者の皆さまのパソコンやスマートフォン、タブレット等を使用し、相談会場へ訪問することなくご自宅などご希望の場所で年金相談室（九段合同庁舎内）の職員とオンラインで年金相談ができる「KKRおうちでオンライン年金相談」を開設しました。

「KKRおうちでオンライン年金相談」は事前の予約が必要です。

※事前予約は開催日の1週間前まで承りますが、定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申し込みください。

●ホームページからの予約（web予約）

「年金相談会予約システム」にて
ご予約ください。▶▶



※「KKRおうちでオンライン年金相談」は
「年金相談会予約システム」のみのご予約となります。
電話または文書でのご予約はできません。

お好きな場所で対面と変わらず相談できます。



※通信料が発生する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

こんなときには届出をお願いします

年金を受給されている方が下記の事由に該当したときには、当会年金部へ届出が必要です。

届出が必要なときの例	対象となる年金の種類
年金の受取口座を変更するとき（★）	全ての年金
年金を受けている方が氏名を変更したとき（★）	
加給年金額の対象となっている配偶者が年金の決定を受けたとき	
加給年金額の対象となっている配偶者と離婚したときや加給年金額の対象となっている配偶者が亡くなったときなど	老齢・退職・障害
国家公務員または地方公務員として再就職したとき	
65歳前で老齢厚生年金（繰上げ支給や特別支給）を受けている方が、ハローワークで求職の申込みをしたとき または、高年齢雇用継続給付を受けることになったとき	老齢・退職
国会議員や地方議会の議員になったとき または、議員を辞めたとき	
遺族年金を受けている方が婚姻（事実上の婚姻関係にある方を含む）したとき または、直系血族および直系姻族以外の養子となったとき	遺族
年金を受けている方が行方不明になったとき	
書類の送付先を住民票上の住所とは異なる住所に希望するとき（★）	全ての年金

◎KKRホームページの「届書ダウンロード」から印刷することができます。

ホーム ▶ 年金 ▶ 届書ダウンロード ▶ 年金を受給されている方



◎（★）の届出はKKR年金スマートサービスからお手続きできます。詳しくは4ページをご覧ください。

注意 年金に関する届出が遅れますと年金が払い過ぎとなり、さかのぼって返還していただくことがありますのでご注意ください。

年金の受取口座を変更される方へ

- ・「受取機関変更届」は、原則、毎支給月の前月（奇数月）の10日までに当会年金部に届くように投函してください。
- ・書類に不備がありますと、新しい口座への送金が間に合わない場合がございますので、お早めにお届けください。
- ・変更前の口座を解約される場合は、変更後の口座に年金が入金されたことを確認された後に行ってください。
- ・届出用紙が必要な方は、「自動音声受付サービス」をご利用いただくか、KKRホームページの「届書ダウンロード」から印刷してご利用ください。もししくは、当会年金部へご依頼ください。
- ・KKR年金スマートサービスからお手続きいただくと届出用紙の提出は省略できます。

読者のひろば

ネコ嫌いは変わるものですね

我が家に捨て猫が住み着いて7年になります。ある朝、庭先でカラスの騒ぎ声が聞こえ見に行くと、そこにはまだ目も見えない赤ちゃん猫がカラスの群れに囲まれ、震えていました。小さな命を見捨てることもできず、娘が動物病院に連れて行き、そのまま我が家で飼うことになりました。



猫は多産のとき、弱い子を捨てて強い子だけを残す本能があるそうです。捨てられ傷ついた子猫の未来を願って、息子が「あす」と名付けてくれました。

家族みんなで猫を可愛がりましたが、正直なところ私は嫌でした。幼いころ、友人宅の猫にひっかかれた傷跡は心にも残り、それ以来ずっと猫が苦手です。幼なじみの家は大豆屋で、ネズミを捕るために猫を飼っていました。当時の猫はペットではなく獰猛なハンターでした。

200グラムの赤ちゃんが5.5キロのおデブくんに成長したこの7年は、私の定年退職やコロナ禍、子供の巣立ち、身近な人の別れなど公私ともに山あり谷ありの日々でした。私が落ち込んでいると、「あす」がすり寄り甘えてきます。アニマルセラピーというのでしょうか。撫でてやるとゴロゴロという声が聞こえ癒されました。いつの間にかネコ嫌いは変わるものですね。捨て猫との日々、これからも大切にしていきます。

兵庫県 木船 敏行さん

相手を思いやる手紙は私の師

近年、意思の伝達は電話、メールなど通信機器が主になり、手紙などの書状のやりとりはめっきり減った。文明の利器はとても便利で、簡単に意思の伝達ができるが、なぜかいまひとつ心に響かない。

それに反して、手紙は封を切るときから、心がわくわくとする。まして手書きの字を見ると差出人の心の温かさ、思いやりがじーんと体中に伝わり、自然とその人の顔を思い浮かべる。

便せんを広げ、おもむろに読み始める。あれこれ想像しながら差出との対話となる。若いころ共に苦労した状況が脳裏をかけめぐる。最後はお互い体に気を付けてといたわり合う。私が手紙を書き始めて60数年がたった。最初は親元へ、そして年を重ねるごと幅広いお付き合いとなり、今なお月2、3通は出している。手紙を書くことにより相手を思いやり自省する。手紙は私の「師」である。



長崎県 高橋 明夫さん

「読者のひろば」と表紙の「写真」に応募してみませんか

●「読者のひろば」原稿

- ①テー マ:「私の生きがい」・「私の趣味」・「最近の出来事」など自由。
- ②応募形式:任意の様式にて 200字以上600字以内。
題名、年金証書記号番号または基礎年金番号、住所および氏名を明記ください。
- ③そ の 他:掲載時に顔写真の掲載を希望される方は、写真を同封してください。
匿名・イニシャルなどを希望される場合は、その旨をお書き添えください。

●表紙の「写真」

- 令和8年6月号(No.146)の表紙写真を募集します。
- ①テー マ:季節にふさわしい各地の風景などの写真。
個人が特定できる人物像の写った写真はご遠慮ください。
 - ②応募形式:Lまたは2Lサイズのプリント(横写真のみ)。
撮影日時、場所、題名、掲載希望号、年金証書記号番号または基礎年金番号、住所および氏名を明記ください。
 - ③応募締切:令和8年2月16日(月)
なお、原稿・写真の返却はいたしません。掲載できない場合もあります。あらかじめご了承ください。



2026年 KKR 年金カレンダー



時期	定期支給日	発送などの予定	
1月		中旬	『令和7年分 公的年金等の源泉徴収票』 （庄着式はがき）発送予定
2月	13日 定期支給期 (12月・1月分)	2月中旬 3月中旬	令和7年分 所得税の確定申告
3月			
4月	15日 定期支給期 (2月・3月分)		
6月	15日 定期支給期 (4月・5月分)	初旬	『KKR年金だよりNo.146』 『年金支払通知書』（※）} 発送予定
8月	14日 定期支給期 (6月・7月分)		
9月		9月下旬 10月初旬	『KKR年金だよりNo.147』 『令和9年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』} 発送予定
10月	15日 定期支給期 (8月・9月分)		
12月	15日 定期支給期 (10月・11月分)	中旬	『KKR年金だよりNo.148』 発送予定

事情により日程等を変更することがあります。

(※) 『年金支払通知書』は毎年、6月定期支給分以降の支給額等をお知らせします。
なお、支給額等に変更がある場合は、その都度変更内容をお知らせします。

KKR「ねんきん案内」について

2026年版の「KKRねんきん案内」を同封しました。

「KKRねんきん案内」には、年金に関する年間スケジュールやKKRの宿泊施設リストなどの情報を掲載しています。

また、KKRの宿泊施設のフロントに提示していただきますと組合員料金でご利用いただけますので、ぜひご活用ください。



国家公務員共済組合連合会 年金部

[お問合せ先] 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

「KKR 年金相談ダイヤル」[年金に関するご相談・お問合せ専用]

0570-080-556 (ナビダイヤル)

0570 におかけになれない場合 (050 で始まるお電話からの発信など) 等

03-3265-8155 (一般電話)

年金を受けている方がお亡くなりになったときは

0570-055-030 (ナビダイヤル)

0570 におかけになれない場合 (050 で始まるお電話からの発信など) 等

03-3265-8401 (一般電話)

受付時間：月～金曜日 9時00分～17時30分 (土日祝日、年末年始はご利用できません)

○休日明けの午前中、年金の定期支給日の前後1週間程度および年金支払通知書などの発送時期は、電話が大変混み合います。週の後半や夕方（16:00～17:00）などは比較的つながりやすくなっていますので、曜日や時間帯をずらしておかけいただきますようお願いします。

○電話番号をお確かめのうえ、おかげ間違いないようお願いします。

○ご相談等の内容は、電話応対の品質向上のため録音させていただきますので、ご了承ください。

◆お問合せの際は、必ず年金証書記号番号または基礎年金番号をお知らせください。

KKR ホームページアドレス <https://www.kkr.or.jp/nenkin/> **kkr年金**

同封の介護案内等に記載されている電話番号では、年金に関するご相談やお問合せはお受けできません。